

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年4月27日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	26-36260-0027
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備0801工事
質 問 事 項	
<p>1. 1工区設計書T単2号有機質・無機質資材機械散布（水田）の以下3点についてご教授お願い致します。</p> <p>(1) 1ha 当り有機資材散布量ですが、農林水産省土地改良工事積算基準では、有機質資材の材料損失率2%とありますので、混合資材の数量は、$21.40\text{ton} \times 102\% = 21.83\text{ton}$ になると思われませんが、単価表数量は21.40tonとなっております。ご教授お願い致します。</p> <p>(2) 1ha 当り補助等労務ですが、積算基準では、世話役は$0.022 \times G$（有機質資材の1ha 当り散布量）とありますので、$0.022 \times 21.40 = 0.47$人になると思われませんが、単価表数量の土木一般世話役は0.46人となっております。ご教授お願い致します。</p> <p>(3) 1ha 当り補助等労務ですが、積算基準では、普通作業員は$0.043 \times G$ とありますので、$0.043 \times 21.40 = 0.92$人になると思われませんが、単価表数量の普通作業員は0.90人となっております。ご教授お願い致します。</p> <p>2. 1工区設計書T単3号有機質資材機械散布（畑）の以下3点についてご教授お願い致します。</p> <p>(1) 1ha 当り有機資材散布量ですが、積算基準では、有機質資材の材料損失率2%とありますので、有機資材の数量は$20.40 \times 102\% = 20.81\text{ton}$ になると思われませんが、単価表数量は20.40tonとなっております。ご教授お願い致します。</p> <p>(2) 1ha 当り補助等労務ですが、積算基準では、世話役は$0.022 \times G$ とありますので、$0.022 \times 20.40 = 0.45$人になると思われませんが、単価表数量の土木一般世話役は0.44人となっております。ご教授お願い致します。</p> <p>(3) 1ha 当り補助等労務ですが、積算基準では、普通作業員は$0.043 \times G$ とありますので、$0.043 \times 20.40 = 0.88$人になると思われませんが、単価表数量の普通作業員は0.86人となっております。ご教授お願い致します。</p> <p>3. 湧水処理工が計上になっておりますが、現地基盤土には多くの石礫が含まれております。石礫の処理方法についてご教授お願い致します。</p>	

4. 舗装工が上層路盤からの施工で計上されておりますが、前工事では下層路盤で終了し、その後解放している為、表面が乱れております。下層路盤の不陸整正と補充材が必要と思われませんが、ご教授お願い致します。
5. 田区 107～111 の整地工の為の進入部に小河川があり、現状の小河川部の幅員では重機・資材の搬入が困難であり、仮橋等の設置が必要と思われませんが、ご教授お願い致します。
6. 特記仕様書第 6 章 4 に発生土運搬先の指定が記載ありますが、現場からの直接運搬は残土数量が確定するまで困難であり、仮置き場が必要と思われませんが、ご教授お願い致します。
7. 舗装工の舗装構成につきまして、下層路盤 20 cm、上層路盤 15 cm、表層 5 cmとなっておりますが、前工事では、下層路盤 15 cm、上層路盤 10 cm、表層 5 cmで施工しておりました。今回は金抜き設計書通りの舗装構成でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。

回 答 事 項

1. (1) 1 工区設計書 T 単 2 号の混合資材の単価表数量 21.4ton は、材料損失率 2%を含んだ数量です。
よって、散布量は 21.0t/ha となります。
(2) 上記 (1) により、土木一般世話役に変更はありません。
(3) 上記 (1) により、普通作業員に変更はありません。
2. (1) 1 工区設計書 T 単 3 号の有機資材の単価表数量 20.4ton は、材料損失率 2%を含んだ数量です。
よって、散布量は 20.0t/ha となります。
(2) 上記 (1) により、土木一般世話役に変更はありません。
(3) 上記 (1) により、普通作業員に変更はありません。
3. 石礫について人力石礫除去工を計上しています。
また、石礫の処理方法は、ほ場隣接箇所での処理を想定していますが、発生量に応じて変更する必要が生じた時は、約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
4. 不陸整正は計上しております。補充材が必要と認められる時は、約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
5. 仮橋等の設置は計画しておりません。仮橋等の設置が必要になると認められる時は、約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
6. 仮置き場の設置は計画しておりません。仮置き場の設置が必要になると認められる時は、約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
7. 金抜き設計書通りの舗装構成です。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。